

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 44 年 1 月まで

私は、父親から、私の国民年金の加入手続きを行い、20 歳からの国民年金保険料を納付していたことを聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と比較的短期間である上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親は、申立期間を含む国民年金保険料を完納しているとともに、申立人の弟も国民年金保険料を完納していることから、申立人及びその家族の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の父親は、申立期間前後を通じて仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が保管する国民年金印紙代金預り証によれば、昭和 45 年 7 月から 48 年 9 月までの欄に納付済みを示す印が押されているが、当該期間のうち、45 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料は、平成 21 年 2 月に当該預り証に基づき、いったん未納又は未加入とされていたものが納付済みに訂正されていることから、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月及び同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から41年5月11日まで  
② 昭和49年6月30日から同年8月1日まで  
③ 昭和52年10月1日から53年2月1日まで

私は、昭和40年4月にB社に入社して以来、C県等に所在する同社の関連会社に責任者として勤務していたにもかかわらず、同社に勤務していた期間のうち申立期間①が、関連会社であるA社に勤務していた期間のうち申立期間②及び③が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間②について、申立人は、商業登記簿謄本により、D社の役員とされていたことが確認できる。

また、A社の回答及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年8月以前の設立準備段階から継続して勤務していたことが推認できるところ、社会保険事務所の記録では、D社において49年6月30日に被保険者資格を喪失し、A社において同年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、関連会社間の異動であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思うと回答している上、申立期間当時、申立人の同僚であり、D社の現在の役員は、申立人は関連会社を含め継続して勤務

し、給与は在籍する事業所から支払われていたが、申立期間②当時の給与額、保険料の控除額等については、関連会社間で連絡していたはずと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和49年8月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間①のうち昭和41年2月20日から、B社の役員とされていたことが確認できる上、当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和41年5月11日とされており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではない上、雇用保険の加入記録によると、同社の雇用保険の事業所としての新規適用年月日は41年6月1日とされている。

また、B社には、申立期間①当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚からも、申立期間①における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

- 3 申立期間③について、申立人は、A社に継続して勤務していたと主張しているが、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間③当時、B社及びD社の両社において役員とされていたことが確認できるものの、当時の同僚の供述からは、申立人が申立期間③において、勤務していた事業所を特定することはできない。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票によると、申立人は、申立期間③の期首日である昭和52年10月1日に健康保険証を返納した記録が確認できる上、雇用保険の加入記録によると、申立人は、同年9月30日に同社を離職していることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、A社には、申立期間③当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚からも、申立期間③における申立人の厚生年金保険への加入及び保

険料控除の有無等についての供述は得られない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月から33年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月中ごろから33年7月1日まで

私は、中学校を卒業後、2か月くらい経過した昭和31年6月中ごろから、A社に工員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録上、昭和31年10月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ申立人と同一職種の工員であった複数の同僚は、「申立人とは、ほぼ同じ時期に入社した。また、入社当初は見習工であったが、厚生年金保険には全員、かつすぐに加入させてくれたと思う。」旨を供述していること、及び当時、同社で総務事務の補助を行っていた者は、「当時は、入社から1か月後までには厚生年金保険に加入させていた。」旨を供述していることから判断すると、申立人は31年10月1日から同社に継続して勤務し、申立期間のうち、31年10月から33年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和33年7月の申立人に係る社会保険事務所の記録及び申立人と同一職種である同僚の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和33年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、31年10月から33年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和31年6月から同年9月までの期間について、当時の複数の同僚からも、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られない上、申立人とほぼ同時期にA社に入社したと供述する複数の同僚は、社会保険庁の記録上、31年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人のみが当該期間において厚生年金保険に加入し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和31年6月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月から同年6月まで

私は、申立期間のうち、平成14年3月及び同年4月の国民年金保険料は、送付されてきた納付書により毎月、銀行で納付するとともに、14年5月及び同年6月の国民年金保険料は、納付期限には納付していなかったものの、16年ごろに、勤務していた事業所で督促の電話を受けたことを契機に、送付されてきた納付書により後日、銀行で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間のうち平成14年5月及び同年6月の国民年金保険料に関し、これを納付していた時期について記憶が明確でなく、当初、申立期間後に勤務した事業所の退職金で納付していたと主張しているが、申立人が保管する普通預金通帳には、16年11月に小切手で支給された退職金が換金されたものと推認される記録が確認でき、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することはできなかったものと考えられる。

また、当時、申立人が利用していた銀行の平成14年3月から同年7月までの普通預金取引履歴、及び申立人が保管している普通預金通帳の15年12月から16年7月までの入出金記録において、申立期間の国民年金保険料（月額1万3,300円）に相当する金額が引き出された記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料の収納事務については、平成14年4月より市町村



から国に移管され、記録管理の強化が図られていることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料について、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 高知国民年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの期間及び 39 年 5 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで  
② 昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月まで

私は、国民年金制度が始まったころ、夫から国民年金に加入するように言われたため、昭和 37 年暮れごろ、市役所へ相談に行き、36 年 4 月にさかのぼって国民年金の加入手続を行い、同市役所で、2 年分の国民年金保険料をまとめて納付するとともに、38 年 4 月からの国民年金保険料を集金人に年払いで納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 1 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人が主張する 37 年暮れごろに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市役所の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は国民年金手帳記号番号の払出時点で、納付できる昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付するとともに、42 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料を第 1 回特例納付により納付していることが確認できるが、当該期間について納付しなければ、申立人は 60 歳までに加入できる期間の国民年金保険料をすべて納付しても、年金の受給資格を満たさなかったため、不足する月数に相当する当該期間の国民年金保険料のみをさかのぼって納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 2 つの期間を合わせて 69 か月と比較的長期間である

上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が昭和 38 年 4 月からの国民年金保険料を納付していたと主張する集金人は所在が確認できないなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A組合が保管する資料によると、同組合に臨時的任用職員として勤務していた期間のうち、昭和 44 年 4 月の 1 か月間は、B会の臨時職員とされているにもかかわらず、申立期間はA組合で厚生年金保険に加入とされているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A組合が保管する回議書及び人事記録を見ると、申立人は、申立期間において、B会からの無給嘱託職員として、同組合に勤務していた旨の記載が確認できるが、社会保険事務所の記録によると、B会は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人及び当時の複数の同僚は、申立人が申立期間を含む前後の期間において、A組合に継続して勤務していたと供述しており、同組合が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認標準報酬決定通知書及び被保険者資格喪失確認通知書を確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間は社会保険庁の記録と一致している上、雇用保険の記録についても、申立人は、申立期間において、同組合で雇用保険に加入しており、当該加入期間は厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確認できることから、申立人は、申立期間において、同組合で厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

このほか、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、当時の事業主等からの供述も得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 8 日から 44 年 2 月 26 日まで

私の夫は、A事業所というパチンコ店で、設立当初から昭和 44 年 2 月 26 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、A事業所で夫と同じ業務に従事していた私の義弟は、同事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、個人経営の事業所であったA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、B組合が保管する資料を確認したところ、申立期間を含む前後の期間において、申立人はA事業所の代表者とされていたことが確認でき、厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法（昭和 60 年改正前）第 9 条の規定により、適用事業所に使用される者とされ、個人経営の事業所の事業主は、事業所に使用される者ではなく、厚生年金保険の被保険者とはなれないとされている。

また、社会保険事務所の記録上、A事業所は昭和 44 年 2 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、当時の複数の同僚からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

さらに、申立期間当時、未成年であった申立人の長女は、「当時、高校生であった私は、健康保険証を提示又は使用した記憶があるので、父か母どち

らかの被扶養者として認定されていたはずである。」旨供述しており、社会保険庁の記録により、申立期間当時、申立人の妻はC社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所が保管する同社の被保険者原票を確認したところ、被扶養者として誰も認定されていないことが確認できるものの、申立人の長女が、申立人に係る健康保険の被扶養者であったことを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 11 日から平成 5 年 11 月 21 日まで  
私は、売上げの 50 パーセントを給与とする雇用契約を A 社と結んでいたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が売上げの 50 パーセントよりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

なお、私は、売上げの 50 パーセントの一部については、毎月の給与とは別に、不定期に支給されていた。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時、A社において申立人と同一職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から平成 4 年 9 月までの期間は、申立人と同額又はほぼ同額であり、4 年 10 月から 5 年 10 月までの期間は、申立人より高額な者（非組合員）もみられるが、当時の複数の同僚からは、「当時、労働組合が組織された結果、組合員の給与形態等が変更され、非組合員との間に賃金格差が生じることとなった。」旨の供述が得られた上、組合員である申立人の標準報酬月額は、申立人と同様に組合員である複数の同僚の標準報酬月額と同額又はそれよりも高額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人及び当時の複数の同僚は、「当時、A社では、売上げを基に算定された給与は、毎月支給される分と不定期に支給される分とに分けられていた。」旨を供述していることから、給与から控除されていた厚生年金保険料は、毎月支給される給与額に相当する標準報酬月額に基づく金額とされ、不定期に支給される給与は、標準報酬月額に含まれない一時金とされていた

ことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡<sup>こんせき</sup>は認められず、ほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 41 年 4 月まで

私は、昭和 38 年 3 月から 41 年 4 月まで、A 事業所に B として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等により、申立人は、申立期間において、A 事業所に B として勤務していたことは確認できる。

また、国民健康保険組合が保管する資料を見ると、申立人は、申立期間のうち昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 4 月 20 日まで、A 事業所で国民健康保険組合に加入していたことが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚の供述によると、申立期間当時、A 事業所に常勤していた C 及び B は、事業主夫婦及び申立人の 3 人のみであり、社会保険庁の記録上、いずれも同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できること、並びに申立期間当時、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している 23 人のうち、職種の判明した 18 人はいずれも D 職であったことが確認できることから判断すると、申立期間当時、同事業所では、D 職を健康保険及び厚生年金保険に加入させ、C 及び B については、国民健康保険組合に加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったものと考えても不自然ではない。

加えて、当時の複数の同僚からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られないほか、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が

記載されており、申立人の氏名が脱落した痕跡<sup>こんせき</sup>は認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。